

## 【国保】

### 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

## K-80 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の算定間隔について

《令和 7 年 5 月 29 日新規》

### ○ 取扱い

- 1 K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の連月の算定は、原則として認められない。
- 2 K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回程度認められる。

### ○ 取扱いの根拠

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術は、厚生労働省告示<sup>※1</sup>より一連につき算定するものである。ここでいう「一連」とは、厚生労働省通知<sup>※2</sup>に「治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいい、概ね 3 月間にわたり行われるものという。」と示されており、当該手術の連月の算定は、上記通知の要件に合致しない。

以上のことから、K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の連月の算定は、原則として認められないが、3 か月に 1 回程度の算定は認められると判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について